

事務局説明資料

平成27年 9 月24日（木）

スチュワードシップ・コード／コーポレートガバナンス・コードの概要

スチュワードシップ・コード

2014年2月策定

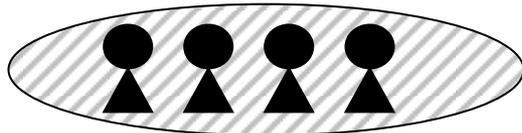
- ◆ 機関投資家の行動原則
- ◆ 資金の最終的な出し手(委託者)に対する責任

企業

企業との「建設的な対話」を通じ、「企業の持続的成長」を促す。

機関投資家
(株主)

スチュワードシップ責任



資金の最終的な出し手
(個人、年金受給者、保険契約者等)

『日本再興戦略』(平成25年6月閣議決定)で策定を決定。

車の両輪

コーポレートガバナンス・コード

2015年6月適用開始

- ◆ 企業の行動原則
- ◆ 株主やステークホルダーに対する責任

企業

株主やステークホルダー
に対する責任

株主

ステークホルダー
(従業員、債権者、顧客等)

『日本再興戦略 改訂2014』(平成26年6月閣議決定)で策定を決定。

- 成長戦略の一環として、健全な企業家精神の発揮に資する「**攻めのガバナンス**」を確保
- 株主はもとより、幅広い「**ステークホルダーとの適切な協働**」を通じた企業価値の向上を明記
- 中長期保有の株主は、会社にとって重要なパートナーとなり得る存在であり、両者の間の「**建設的な対話**」を充実
⇒ **会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上**を促し、ひいては**経済全体の発展**にも寄与

- プリンシプルベース・アプローチ: 自らの活動が、形式的な文言・記載ではなく、その趣旨・精神に照らして真に適切か否かを判断
- コンプライ・オア・エクスプレイン: コードは、法令のように一律の義務を課すのではなく、「**原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか**」を求める手法を採用。

【1. 株主の権利・平等性】

上場会社は、株主の**権利・平等性**を確保すべき。

- **株主の権利の実質的な確保**
⇒ 株主が総会議案の十分な検討時間を確保するための対応（**招集通知の早期発送**等）
- **株式の政策保有**
⇒ 保有に関する方針の開示、**経済合理性の検証**に基づく**保有のねらい・合理性の説明**、**議決権の行使**についての**基準の策定・開示**

【2. 株主以外のステークホルダー】

上場会社は、企業の持続的な成長は、従業員、顧客、取引先、地域社会などのステークホルダーの貢献の結果であることを認識し、**適切な協働**に努めるべき。

- 社会・環境問題をはじめとする**サステナビリティ**を巡る課題に適切に対応
- 社内における**女性の活躍促進**を含む**多様性の確保**の推進

【3. 情報開示】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うとともに、利用者にとって**有用性の高い情報**を適確に提供すべき。

【4. 取締役会等】

取締役会は、会社の持続的な成長を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、以下の役割・責務を果たすべき。

- (1) **企業戦略等の大きな方向性**を示すこと
- (2) 経営陣の適切な**リスクテイクを支える環境整備**を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、**実効性の高い監督**を行うこと

◎ 経営判断の結果、会社等に予期せぬ損害が生じれば、株主代表訴訟等が懸念。その際、裁判例は「意思決定過程の合理性」の有無を重視。

⇒ **会社の健全なリスクテイク**を側面から支援。

- 持続的な成長に資するような**独立社外取締役の活用**

⇒ 建設的な議論に貢献できる人物を**2名以上**設置すべき

※ **自主的な判断**により、**3分の1以上**の独立社外取締役が必要と考える会社は、そのための取組み方針を開示。

【5. 株主との対話】

上場会社は、持続的な成長に資するとの観点から、株主と**建設的な対話**を行うべき。

枠組み

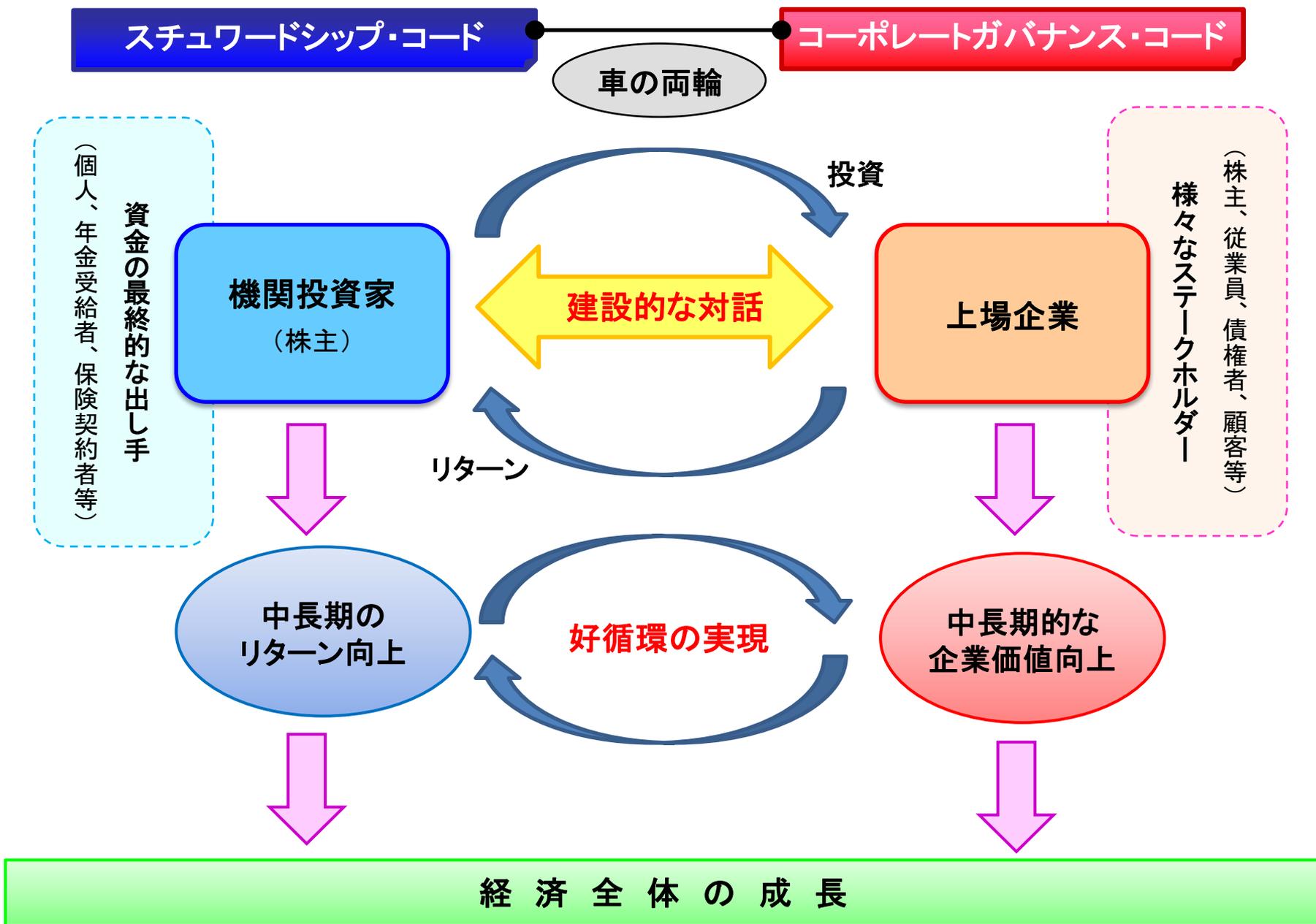
- 機関投資家が、各自の置かれた状況に応じて、対応できるような枠組みを設定(この点は英国コードと同じ)。
 - － 機関投資家がコードを受け入れるかどうかは任意。
ただし、金融庁でコードの受入れを表明した「機関投資家のリスト」を公表(3ヶ月毎に更新)する仕組みを通じて、コードの受入れを促す。
 - ・ 本年8月末時点で、コードの受入れを表明した機関投資家数は計197。
 - － 機関投資家が取るべき行動について、詳細に規定するのではなく、プリンシプルベース・アプローチ(原則主義)を採用。自らの活動が、形式的な文言・記載ではなく、その趣旨・精神に照らして真に適切か否かを判断するとの意義。
 - － 法令のように一律に義務を課するのではなく、機関投資家に対して、個別の原則ごとに、「原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか」を求める手法(コンプライ・オア・エクスプレイン)を採用。

概要

機関投資家は、

1. 「基本方針」を策定し、これを公表すべき。
2. 「利益相反」を適切に管理すべき。
3. 投資先企業の状況を的確に把握すべき。
4. 建設的な対話を通じて投資先企業と認識を共有し、問題の改善に努めるべき。
5. 「議決権行使」の方針と行使結果を公表すべき(議案の主な種類ごとに整理・集計して公表)。
6. 顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべき。
7. 投資先企業に関する深い理解に基づき、適切な対話と判断を行うべき。

スチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コードの関係図



第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

1. 産業の新陳代謝の促進

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) 「攻めの経営」の促進

① コーポレートガバナンスの強化

- 昨年2月に策定・公表された「スチュワードシップ・コード」及び本年6月に適用が開始された「コーポレートガバナンス・コード」が車の両輪となって、投資家側と会社側双方から企業の持続的な成長が促されるよう、積極的にその普及・定着を図る必要がある。このため、説明責任を適切に確保し健全なリスクテイクを促すことを通じて「攻めのガバナンス」の実現を目指すという我が国のコーポレートガバナンス・コードのアプローチについて、国内で十分な説明・周知を図るとともに、OECDなどの国際機関とも連携しつつ、国際的に積極的な情報発信を行う。また、上場企業と株主との間の対話がコーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神にかなった形で円滑に行われていくよう、取引所と連携して全般的な状況の把握を行い、その結果を公表する。また、スチュワードシップ・コードについても、その趣旨等に関する機関投資家等の十分な理解に基づき運用が定着していくよう、機関投資家によるコードの受入れ状況を把握・公表するとともに、必要に応じて機関投資家等に対するメッセージを発出する。

II. 金融行政の目指す姿・重点施策

1. 活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現、市場の公正性・透明性の確保

具体的重点施策

(1) 経済の持続的な成長に資する、より良い資金の流れの実現

② 企業統治改革を「形式」から「実質の充実」へと向上

企業統治改革については、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードを策定したところであるが、これはゴールではなくスタートである。いまだに形式的な対応にとどまっているとの問題点も指摘されていることから、今後更に「形式」から「実質の充実」へと次元を高める必要がある。このため、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」を設置し、企業経営者、内外投資家、研究者等の有識者による議論・提言や、ベストプラクティスを情報発信しながら、上場会社全体のコーポレートガバナンスの更なる充実を促していく。

「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」について (報道発表資料)

平成27年8月7日
金融庁
株式会社東京証券取引所

「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コード のフォローアップ会議」の設置について

1. 趣旨

「『日本再興戦略』改訂2015」(平成27年6月30日閣議決定)においては、「昨年2月に策定・公表された『スチュワードシップ・コード』及び本年6月に適用が開始された『コーポレートガバナンス・コード』が車の両輪となって、投資家側と会社側双方から企業の持続的な成長が促されるよう、積極的にその普及・定着を図る必要がある。」とされている。

形だけでなく実効的にガバナンスを機能させるなど、コーポレートガバナンスの更なる充実は引き続き重要な課題であり、また、このような取組を、経済の好循環確立につなげていく必要がある。

このため、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの普及・定着状況をフォローアップするとともに、上場企業全体のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて、必要な施策を議論・提言することを目的として、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」(以下、「会議」という。)を設置する。

2. 構成

- (1) 会議の構成員は、企業経営者、内外投資家、研究者等の外部有識者とする。
- (2) 会議の庶務は、金融庁総務企画局企業開示課及び株式会社東京証券取引所上場部において処理する。

フォローアップ会議で議論をお願いしたい事項

- 両コードの実施・定着状況のフォローアップ
 - ✓ 形式だけでなく、実質を伴ったものとなっているか
 - ✓ ガバナンス体制の強化が経済の好循環につながっているか
 - ✓ 企業と投資家の対話が建設的な形で進んでいるか
- 両コードの普及・周知に向けた方策についての議論・助言
- コーポレートガバナンスやステュワードシップ責任の更なる充実に向けた議論 等

※ フォローアップ会議は、当面、月 1 回程度の頻度で開催することを予定。

※ 今後の会合において議論・検証されるべきと考えられる事項、その他コーポレートガバナンスの更なる充実等に関し、随時、広く意見を募集。